

学校法人日本社会事業大学一般事業主行動計画

すべての教職員が仕事と生活の調和を図り、また仕事と子育てを両立できることによって安心してその能力を十分に発揮できる雇用環境を整備するため、次世代育成支援対策推進法に基づき、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日までの2年間

2. 目標と対策

(1) 仕事と生活の調和を図り、仕事と子育てを両立できる働き方の構築に資する環境整備に関する事項

目標1：所定の勤務時間外労働の縮減（令和10年4月までに、職員全員の所定外労働時間の実際を、1人当たり年間300時間未満とする。）に向けた措置を講じる。

<対策>

- 令和7年4月～ 把握した具体的な部署別超過勤務時間の原因分析等を行う
- 令和8年3月迄 管理職を中心とした意識改革のための研修を実施
- 令和8年3月迄 業務改善（事務の簡素化、合理化）に向けた検討の開始
- 令和9年3月迄 業務改善の実行
- 令和10年4月～効果測定

目標2：育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を50%以上にする

女性社員・・・取得率を80%以上にする

<対策>

- 令和8年4月～ 男性教職員を対象にした説明会等を通じて、出産や育児に関する休暇・休業制度説明への理解を醸成し、積極的な取得に向け啓発する。

- 令和9年4月～ 休業者の業務カバー体制の検討・要員の確保案の策定、業務体制の見直し、複数担当者制などを進める。

目標3：子の看護等休暇・介護休業を取得しやすい労働環境の整備を図る

<対策>

- 令和7年4月～ 制度拡大の主旨に鑑み、子の看護等休暇の取得しやすい環境づくりに努める。
- 令和7年4月～ 介護短時間勤務制度等介護休業制度について、説明する機会を設け制度の周知を図り、介護休業等を取得しやすい環境づくりに努める。

3. その他

上記項目にとどまらず、必要に応じて仕事と家庭の両立支援並びに雇用環境の整備につながる施策の検討・実施を積極的に取り組むために、総務部に相談窓口を設ける検討を進める。

以上